

山梨県公報

第百五十五号

令和二年

十二月二十四日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(四件)……………六二五

公告

○随意契約の相手方の決定について……………六二六

○公共測量の実施……………六二六

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………六二七

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六二八

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六二八

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六二九

人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………六二九

告示

山梨県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市御坂町竹居字仁王二一四八番一地从先から	旧	七・五	一一・五
管吹市御坂町竹居字仁王二一四三番一地从先まで	新	八・七	一一・五

山梨県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 大菩薩初鹿野線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市大和町初鹿野字焼山五一四七番地先から	旧	五・二	七七・六
甲州市大和町初鹿野字焼山五一四七番地先まで	新	九・三	七七・六

山梨県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市大和町田野字大藏沢一・二・三番地先から 甲州市大和町田野字大藏沢一・二・三番地先まで	旧 新	一・一〇〇 一五・八〇	一七六・一 一七六・一

山梨県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和三年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 猷沢口停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町黒沢字町尻四・三番五地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字町尻四〇七番一 地先まで	旧 新	八・七〇 八・七〇	六〇・〇 六〇・〇

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 やまなし歴史の道ツーリズム推進業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県観光文化部観光資源課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年十一月三十日
- 四 随意契約の相手方

- (一) 名称 公益財団法人日本交通公社
- (二) 住所 東京都港区南青山二丁目七番二十九号
- 五 契約金額 七千三百八十八万七千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量及び航空レーザ測深（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 身延町及び南部町
- 三 測量の期間 令和二年十二月四日から令和三年三月十五日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
立憲民主党山梨県総支部連合会	小澤 雅 仁	長谷川 一 保	甲府市丸の内三一九一七	令和二年十一月二十九日	令和二年十一月三十日
立憲民主党山梨県第1区総支部	中嶋 克 仁	石井 貴 志	甲府市貢川本町七一二〇	令和二年十二月八日	令和二年十二月八日
立憲民主党山梨県第2区総支部	市 來 伴 子	小野 鈴 枝	甲府市丸の内三一九一七	令和二年十二月八日	令和二年十二月八日

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
真衛会	小林 玲 夫	渡 辺 和 寛	甲府市中央四一五一七	令和二年十一月二十二日	令和二年十一月二十四日
照隅遍照会	小林 剛	小林 仁	南都留郡西桂町小沼一七八四	令和二年十二月五日	令和二年十二月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日

新	井出一司後援会一司会		北杜市長坂町中丸三七二二三一七	令和二年十一月三十日	令和二年十二月三日
旧			北杜市長坂町長坂上条四三六一三	令和二年十一月三十日	令和二年十二月三日
新	正新会	川久保昌秀		令和二年十二月十一日	令和二年十二月十一日
旧		成島 宏			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
川村けいこ後援会	川村 恵子	川村 恵子	笛吹市一宮町坪井一七六一五	令和二年十一月十三日	令和二年十一月十三日
自由民主党山梨県北杜市第二支部	大柴 邦彦	村田 茂	北杜市明野町小笠原三三二四	令和二年十一月二十七日	令和二年十一月三十日
渡辺えいこ後援会	渡辺 英子	渡辺 和寛	北杜市高根町箕輪一三八九	令和二年十一月三十日	令和二年十二月一日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
川村 恵子	市議会議員	川村けいこ後援会	笛吹市一宮町坪井一七六一五	川村 恵子	令和二年十一月十三日	令和二年十一月十三日
渡辺 英子	市長	渡辺えいこ後援会	北杜市高根町箕輪一三八九	渡辺 英子	令和二年十一月三十日	令和二年十二月一日

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八〇二

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、六一二
中巨摩郡	五、三四七
南都留郡	一二、九〇二
甲府市	五一、八二四
富士吉田市	一三、六三二
都留市・西桂町	九、六五三
山梨市	九、七六九
大月市	六、九三八
韮崎市	八、一八一
南アルプス市	一九、六四七
北杜市	一三、四三二
甲斐市	二〇、六九五
笛吹市	一九、二五七
上野原市・北都留郡	七、〇二七
甲州市	八、八七〇
中央市	八、二四〇

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五百円」の下に「（人事委員会が定める職員にあつては、九百五十円）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番